

病児・病後児保育事業の計画変更について

1 病児・病後児保育事業のこれまでの状況

現在、市内に病児・病後児を保育できる施設がないため、事業の実施が課題となっておりました。児童の安全面を考慮すると、医療機関と連携した病児・病後児保育の実施が望ましいと考え、市内医療機関と事業実施に向けた協議をしてきましたが、事業の実施に至らないことから、病状の急変リスクが低い病後児保育を市内保育園内の専用室において、令和3年度から実施するよう第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

2 計画変更について

本年度、小児科医より、市内において病児・病後児保育施設を併設したクリニックを建設したいと申し出があり、医療機関と連携した病児・病後児保育事業が実施可能となるため、第2期子ども・子育て支援事業計画を変更するものです。

令和3年秋頃から当該クリニックに病児・病後児保育事業の運営を委託し、市内保育園での病後児保育の実施を中止します。

【当初案】		【変更案】	
実施時期	令和3年4月～	実施時期	令和3年秋頃～
実施内容	病後児保育	実施内容	病児・病後児保育
実施場所	市内保育園の専用室	実施場所	市内クリニック



【参考】

○病児保育とは

病気の急性期にある児童を一時的に預かること。

○病後児保育とは

病気やけがなどが急性期を経過するなど安定した以後の回復期（※）にある児童を一時的に預かること。

※回復期…医療機関による入院や治療の必要はないが、安静の必要のある子どもが該当